

旅行業協会bond保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会bond保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、当協会のbond保証会員であった旅行者
- (一) 旅行業の登録番号 観光庁長官登録旅行業第七一五号
- (二) 名称、住所及び代表者の氏名 株式会社Tストラベルサービス 東京都台東区上野五丁目二四番一 代表取締役 伊勢 拓央

二、当協会のbond保証会員であった期間 平成十一年九月十四日から令和八年四月九日まで
三、当協会に預託した保証金等の額 百万円也
四、第一号の旅行者との旅行業務に関する取引で第二号の期間におけるものによって生じた債権に關し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約に定める認証申出書及びbond保証規程に定めるbond弁済申請書を当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、併せて金一億百万円です。

五、前号の期間内に認証申出書及びbond弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はbond保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行者者に取戻されません。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三三

一般社団法人日本旅行業協会

会長 高橋 広行

任意清算公告

当法人は、令和八年五月十日をもって解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十一日

東京都墨田区八広四丁目二番一 一五〇二

土地家屋調査士法人八丁堀R

社員 沖本 剛志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五千八百九万七千三百七十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所所気付

G J C F 3 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千五百二十七万八千六百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所所気付

G J C F 6 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所所気付

G J C F 10 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所所気付

G J C F 15 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所所気付

G J C F 16 特定目的会社

取締役 嶋本 泰治

債権申出の公告 (第二回)

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載 (令和八年五月二十日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

確定給付企業年金清算人 谷浦 陽二

訂正公告

令和七年九月三日 (号外第一九九号) 掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦の「鶴ヶ島市」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

長岡不動産株式会社

代表取締役 鄭 武壽

訂正公告

令和八年二月二十四日掲載の組織変更公告中、住所「岐阜県各務原市新鵜沼台四丁目一六〇番地」とあるは「神奈川県横浜市旭区白根八四一七一五〇四」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市旭区白根八四一七一五〇四

合同会社ありんこだよ

代表社員 山根 在

訂正公告

令和七年八月二十七日 (号外第一九三三号) 掲載の株式会社ハース・ジャパンに係る所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告中、「名古屋市中区西里町二丁目四一三〇」とあるは「名古屋市中区西里町二丁目四一三〇六」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日

坂 店

取消公告

令和八年四月七日 (号外第八十二号) 掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告 (枠組) 中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

また、令和八年五月十二日掲載の訂正公告を取消します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一 号

株式会社ジーフォース

代表取締役 櫻井 英世

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和八年三月十三日 (号外第五十二号) 文部科学省告示第四十七号 (学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示)

(原稿誤り)

六二 一六「申請を行う年」を「開設年度」を「開設年度の前年度」を「開設年度」

令和八年四月二十四日掲載の旭川家庭裁判所留萌支部に係る令和八年 (家) 第二十七号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

(原稿誤り)

九一 一五昭和二十三年一月三十一日昭和二十三年一月二十二日

令和八年四月十七日掲載の福井家庭裁判所に係る令和八年 (家) 第五〇一〇号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

(原稿誤り)

一三二 終りから 最後の住所 福井県あわら市二面 最後の住所 福井県あわら市二面 第38号23番地4 第38号23番地4 ロシェアツ戸原 101号